

4月1日
から

成年年齢が 18歳になりました

消費者トラブルにご注意ください

成年年齢を18歳に引き下げることなどを内容とする「民法の一部を改正する法律」の施行により、満18歳以上の方は法律上で「成年」となります。

各種契約や国家資格の登録など「18歳から可能となること」が増える反面、「消費者トラブル等」に巻き込まれるリスクも増えることとなりますので、ご注意ください。

消費者トラブルに巻き込まれないためには？

契約や買い物はしっかり「考えてから」。成年として契約を一人で結ぶことができますが、簡単に契約を取り消すことができなくなります。契約を結ぶ際には、事前に契約内容を確認するようにしましょう。

こんなトラブルがあります(事例紹介)

1. 定期購入

動画投稿サイトを見ていると広告で、「お試し300円」のダイエットサプリが紹介されており、「お試しなら…」と思い購入。その後、頼んだ覚えのない2回目の商品発送の連絡があり、4ヵ月分の継続購入として、4万円の請求がきた。

(対策方法)

- ・契約内容や解約方法をしっかり確認しましょう(1回or継続?、解約方法は?)。
- ・事業者連絡した記録は証拠となるので、残しましょう。

2. もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産等)

マッチングアプリで知り合った人から暗号資産投資をすると絶対もうかると誘われて投資したが、出金できなくなった。

(対策方法)

- ・怪しい話は、はっきり断りましょう。
- ・投資には必ずリスクがあります。クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない。
- ・暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号投資交換事業等でないか確認しましょう。

※このほかにもさまざまなトラブルがあります。困った際は、下記までご連絡をお願いします。

契約や買い物で「困ったな」と思ったときの相談窓口

- ・「消費者ホットライン」 ☎188
- ・函館市消費生活センター ☎0138-83-7441
- ・政策推進課協働推進係 ☎0137-62-2300

